

官報号外 平成七年三月十五日

○第一百三十二回 参議院会議録第十一号

平成七年三月十五日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十一号

平成七年三月十五日

午前十時開議

第一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 郵便振替法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、国務大臣の報告に関する件(平成七年度地方財政計画について)

一、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以下 議事日程のとおり

平成七年三月十五日 参議院会議録第十一号

議事日程追加の件 国務大臣の報告に関する件(平成七年度地方財政計画について) 方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

な事業費の確保に配意する等限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行財政運営を行うことを基本としております。

以下、平成七年度の地方財政計画の策定方針について御説明申し上げます。

第一に、地方税については、平成六年に行われた税制改革等の一環として個人住民税の減税を実施するほか、固定資産税の臨時の特例措置の創設等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとしております。

第二に、地方財政の運営に支障が生ずることのないようとするため、所得税及び住民税の減税に伴う影響額について地方交付税の増額及び減税補てん債の発行により補てんすることとも、所得税及び住民税の減税以外の地方財源不足見込み額についても、地方交付税の増額及び建設地方債の発行により補てんすることとしております。

第三に、地域経済の振興や雇用の安定を図りつつ、自主的、主体的な活力ある地域づくり、住民に身近な社会資本の整備、農山漁村地域の活性化、文化・スポーツの振興等を図るため、地方単独事業費の確保等、所要の措置を講ずることとしております。

平成七年度の地方財政につきましては、現下の厳しい経済と地方財政の状況を踏まえ、おおむね国と同一の基調により、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進及び地方交付税の所要額の確保を図り、歳出面においては、経費全般について徹底した節減合理化を図りますとともに、住民に身近な社会資本の整備、少子・高齢化等に

対応した福祉施策の充実、自主的、主体的な活力ある地域づくりなどを積極的に推進するため必要

画を策定しました結果、歳入歳出の規模は八兆五千九百三十三億円となり、前年度に比べ一兆五千

八百十二億円、二・〇%の増加となつております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成七年度の地方税制改正に当たりましては、

最近における社会経済情勢等に鑑み、住民負担の軽減及び合理化等を図るため、固定資産税及び都市計画税について臨時の課税標準の特例措置を設けるとともに、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し、住宅及び住宅用土地に係る不動産取得税の税率等の特例措置の適用期限の延長等を行なうほか、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこといたしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成七年度分の地方交付税の総額につきましては、地方交付税法第六条第二項の額に千八百十億円及び交付税特別会計借入金三兆三千三百九十九億円を加算した額から同特別会計借入金利子支払額四千三十三億円を控除した額とすることとし

た結果、十六兆一千五百一十九億円となつております。

次に、平成七年度分の普通交付税の算定につきましては、自主的、主体的な地域づくりの推進、少子・高齢化に対応した福祉施策の充実、住民に身近な社会資本の整備等、地方団体が必要とする経費の財源を措置するため単位費用を改正し、さらに、農山漁村地域の活性化に要する経費を措置するため農山漁村地域活性化対策費を設ける等、所要の改正を行なっております。

また、公営競技を行う地方団体の公営企業金融公庫に対する納付金制度を延長することとしてお

いて、議事日程のとおり

平成七年三月十五日 参議院会議録第十一号

ります。

以上が、平成七年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) ただいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。続訓弘君。

〔続訓弘君登壇、拍手〕
○続訓弘君 私は、平成会を代表し、ただいま報告並びに趣旨説明されました法案に関連して、幾つかの基本的問題を村山総理大臣に御質問いたしました。

この三月五日、阪神・淡路大震災で大きな被害を受けられた神戸市と尼崎、宝塚両市では、市主催の合同慰靈祭がしめやかに営まれました。追悼された犠牲者は、神戸市三千八百七十六人、尼崎市三十七人、宝塚市八十四人の計三千九百九十七人であります。このたびの大震災によりお亡くなりになりました方々は実に五千四百七十二人に及びました。

当日のテレビ報道をごらんになった国民の皆様方は、私もその一人であります。ひときわ合掌の誠をささげられたものと思ひます。各会場には、御遺族を初め自治体関係者、村山総理、土井、原衆参両院議長を初め多くの方々が参列され、犠牲者の御冥福を祈られるとともに、災害に強い町づくりを進めるなどを誓われました。当曰は、再び被災地を訪問された皇太子御夫妻も会場で献花されました。

地震発生から五十七日、今なお八万四千名を超える人々が避難所生活を余儀なくされております。お一人お一人の心情を思ひますと、心の痛む思いでいっぱいあります。過酷な避難所生活が引き金になつて、精神的な障害が発生したり病死する人が相次いでいるとのことであります。また、避難所生活に耐え切れず、崩れかけた我が家や危険な住居に舞い戻つたりしている人もいると言ひます。

仮設住宅の建設、復旧・復興事業の推進など、被災者が安心して生活を営める状況を一日も早くつくることが政府の責任であります。この際、御靈前に誓われた村山総理のこれらに対する所信を改めてお伺いいたします。

次に、東京協和・安全信用組合問題に関連して、都民世論と都議会の対応について私見を申し上げます。

今回、都議会の三百億円の削除議決について、先送りとか凍結という議論がありますが、都民世論は、乱脈経営をきめた二信用組合に対し都民の貴重な税金をつぎ込むべきでないという答えておりました。

今から六年前の平成元年、消費税法が施行されました。この消費税相当額を転嫁するに八十二関連条例の改正が必要であったのであります。

これに對し、政府・与党の都議会自民党からは、知事の要請は都民世論からも受け入れられない、仮に知事の要請に応じた場合は七月の都議選は戦えない、一円たりとも消費税の転嫁は認められないとのことがありました。

当時、副知事で財政の責任者であります私は、政府及び党首脳のお知恵を拝借しながら、窮屈な策として、八十二条例案の改正を見送り、上下水道料金等三条例案のみを改正することとしたので、実質、消費税分は都が負担することにしたのであります。

このように、都民世論を反映して可決された消費税関連条例案であります。この年に行われた都議会議員の選挙では、自民党が六十四議席から四十二議席に激減し、逆に消費税反対を唱えた社会党は、十二議席であったものが全員当選の三十六議席にもなるという大躍進を遂げられたのであります。

今回、都議会が知事提案による三百億円の支援金を削除したのは、ただいま指摘した消費税のときの轍を踏まないための良心と良識を都民の前に示したものと思ひます。したがって、都民世論は三百億円の削除は実質否決であると受けとめております。

そこで、政府、日銀が、この問題は、機関委任事務で東京都にも責任の一端があり、ぜひ協力してほしいと本気で思ひのであれば都民と都議会を納得させる誠意ある対応策を示す必要がありますが、現実には不可能でありましょう。

強いてその可能性を求めれば、これまで都が政府に対し要望し続けてきた財源拡充策についてこの際思いついた回答をするということが考えられ

るのではないか。その一つは、地方債許可制度の廃止であり、その二は、地方交付税の不交付に加え二重の調整としてつとに改善を求めて

いることになります。

もとより、これを取引材料にするということではなく、政府が制度のあるべき姿への改善に向けて思い切った決断をしたという誠意を示すことがあります。

まず必要であります。その上に立って、政府が民間に今回の措置について協力を求めるという真摯な態度を示すということによってしか、打開の道は開けないと想ひであります。

以上、私見を申し述べましたが、総理の率直な見解を承りたいと思います。

次に、田高対策、景気対策について伺います。

政府は、昨年十一月、経済対策閣僚会議で平成七年度の経済見通しを実質成長率二・八%とし、國民にバラ色の夢を抱かせたのであります。しかしながら、羽田政権が昨年五月に景気回復がおくれることを避けるために凍結していた公共料金の値上げを、村山政権はいとも簡単に解除してしまったのであります。専門家は、この公共料金の値上げは経済成長率を〇・五%引き下げると言つて、景気への影響を心配しております。

また、ことしの年初には百円前後であつた円相場が、三月に入り九十円を割る急激な円高となつてきましたのであります。今の水準で定着し、かつ長期化するようになれば、企業の海外移転に拍車がかかり、産業空洞化の進行が心配され、中小企業への影響も深刻なものとなつてまいります。中小

官報 (号外)

企業の皆さん、日々に、政治家や政府はこの円高にどのような対策を立てて我々を助けてくれるのかと怒っているのが実態であります。昨今の円高は、日本経済の構造転換のおくれに対して世界の市場が強い批判を加えているのではないかと思うであります。

新聞報道では、このために政府は大型の補正予算を早期に編成すると報じてきましたが、日本経済を根底から揺るがしかねない円高対策に対する総理の基本的な方針をお伺いいたします。

同じような円高は、一九八五年のプラザ合意のときにもありました。翌八六年に発表された前川レポートでは、この対策には内需拡大、規制緩和を大胆にすべきであるという提言がありました。この提言が十年前に行われていたにもかかわらず、政府は提言に基づいた対策らしきものはほとんど実施していないのであります。政府は、今回どのような対策を立てようとしているのか、お伺いいたします。

また、今国会に提出されております地方財政計画によりますと、平成七年度の地方財政計画の規模は八十二兆五千九十三億円に上っております。地方自治体は、平成七年度予算を経済成長率二・八%で編成しております。この前提が崩れた場合の地方財政対策に対する総理の御所見についてお伺いいたします。

次に、地方分権の推進についてお伺いいたします。

新進党は、地方分権の推進に関する法案を、先日、国会に提出いたしました。提出された法案に盛り込まれた内容は、経団連や民間政治協議会の再度の緊急提言、地方六団体の

意見書、臨時行政改革推進審議会及び地方制度調査会の答申など、各界の意見を取り入れたものであります。

また、平成五年六月の衆参両院での全会一致の推進決議に示されたように、国民合意は既に形成済みであり、このような事実を踏まえて、このたび提出に至ったものであります。

まさに、新進党の案こそ、名実ともに地方分権法であると自负いたしますが、地方分権推進の強い決意を持っておられるであろう村山総理の新進党案に対する率直な評価をお尋ねいたします。

村山総理は、自治労出身であり、とりわけ地方分権については深い思いがあると思います。ぜひ地方分権の実現にはその初心を貫いてほしいと思うであります。御決意のほどを重ねてお伺いいたします。

次に、地方債の許可制度についてお伺いいたします。

地方自治の強化充実に当たっては、地方財政の自主権が徹底されなければならないことは言うまでもありません。戦後、地方自治の尊重という基本的な考え方をもとに各種の制度が改正されてまいりましたが、必ずしも憲法が保障する地方自治の理想的な姿にはほど遠いものであり、その代表的なものが地方債の許可制度であります。

民間調査が平成四年十二月にまとめた地方分権に関する緊急提言には、地方債の規制緩和について、一定の基準を明確にして地方債の発行に自治体の裁量の余地を高めるべきであると提言しております。

本年二月には、地方債の発行については、国の関与を最小限とし、市中消化を原則とすると提言し

方分権・規制緩和特別委員会及び予算委員会でたびたび質問しております。昨年の参考人に対する

質疑でも、前島根県知事の恒松治氏ら三氏は、地方自治法第二百五十条を廃止して自由にした方がいい、過渡的な措置を講ずるにしても廃止する方向に進むべきだとの御意見でございました。

この地方債の許可制度は、戦後の窮屈した資金事情等を理由に「当分の間」として採用されてきたものであります。廃止されることなく、約五十年近くたた今でも依然と存在したままあります。

村山総理は施政方針演説で、平成七年は戦後五十年の節目の年に当たります。この年を過去の五十年から未来の五十年へとつなぐ大きな転機の年としたいと述べられました。

憲法第九十二条が保障する真の地方自治を実現する意味から、地方自治法第二百五十条の廃止は当然のことだと思います。地方自治の戦後を終わらせるためにも、ぜひ総理の英断を強く期待するものであります。

最後に、規制緩和についてお伺いいたします。村山総理は施政方針演説で、経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限が基本と言われ、政治のリーダーシップを強調されました。

三月十日に規制緩和推進五カ年計画の中間報告が発表されました。時あたかも円が急騰し、日本は規制緩和が最重要課題の一つとして内外から注目されておりました。しかし、その内容について、経済界や海外からは、期待されたものとはほど遠い官僚ベースの小手先の緩和策であると批判

では過ぎるとの声が上がっております。

今月下旬に発表される計画には大胆な規制緩和策が盛り込まれるものと国民の皆様は期待しております。今こそ村山総理のリーダーシップが求められております。総理の決意のほどをお伺いしで、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣村山富市君登壇、拍手〕

○國務大臣(村山富市君) 総議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

神戸市で行われました合同慰靈祭に出席をしてまいりました。その際に、亡くなられた方々や遺族の方々に対する哀悼の誠をささげるとともに、これから地方自治体と一緒に復旧・復興に力を注いでまいりたいという誓いを申し上げてきました。

その際に、避難所等についてもお訪ねをいたしました。そこで、避難生活をされている方々のお話を承っていました。避難生活をされている方々のお話を承つてまいりました。

直接お話を承ってまいりまして感じましたことは、やっぱり一日も早く仮設住宅などに入居ができるようなそういう措置を講じて少しでも安定して生活ができる環境をつくることだということを、痛切に感じた次第でございます。

さうした皆さんの意向を十分体して、自治体が思いを新たに取り組もうとしている復旧・復興事業に国としてもでき得る限りの力を尽くす決意を新たにした次第でございます。

さらに、地方債の許可制度についての御指摘でございますが、地方債の許可制度は、地方財政計画を通じた地方債償還財源の保障など重要な役割を果たしておりますので、このような見地から、

現行制度の変更については極めて慎重であるべきだと考へております。

なお、地方債の発行手続等につきましては、今後とも臨時行政改革推進審議会の答申及び去る十二月に閣議決定をいたしました「地方分権の推進に関する大綱方針」等を踏まえまして、弾力化、簡素化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、地方道路譲与税についてのお尋ねがございましたが、地方交付税不交付団体については、他の地方団体と比較をいたしまして道路費に充て得る一般財源に余裕があること等を考慮し、不交付団体である都道府県及び指定都市に対してもこれまで譲与制限を行ってきたところでございます。

仮に不交付団体に対する譲与制限を今直ちに废止または緩和することとすれば、財政力の乏しい他の交付団体の譲与税額を減少させ、ひいては地方政府税の配分にも影響を与えることとなりますので、地方道路譲与税の譲与制限の廃止等についてなお慎重な検討が必要であると考えているところでございます。

次に、信用組合に係る機関委任事務についてのお尋ねであります。信用組合というのは協同組合法に基づいてあるものであります。その性格上、地域性、協同組織性が極めて強い、そういう立場から監督は都道府県知事の機関委任事務となつておることは御案内とのおりであります。

個別の信用組合の経営問題に対する具体的な対応につきましては、これは都道府県が責任を持つていただく、しかし、金融全体の信用秩序をどう維持するかといったような全国的な基盤の問題については国が責任を持つ、こういう体制になつておるところでございます。

今対応しておることについては御案内のとおりでございます。

いずれにいたしましても、今回の事例というものを十分参考にしながら、ちょうど地方分権が進められる段階でもありますから、この機関委任事務の一般のあり方につきましては、そうした観点から十分検討を加えていく必要がある課題だといふうに私も認識をいたしておりますところでござい

ます。

次に、円高対策の基本方針についてお尋ねがございましたが、政府といったとしても、最近の急速な円高の進行には強い懸念を有しておりますし、通貨当局間で一層緊密に連携をとりながら適切に対処をしてまいらなければならないと考えております。また、急激な円高の企業活動に与える影響など経済への波及が懸念されます。特に、輸出に依存しております中小企業に対する影響は容易ならざるものがあると感じております。

今後、為替相場がどう動くか、現時点の水準だけでは即断するのは早計とは思いますが、いずれにいたしましても、回復局面における我が国経済の安定成長の確保に向け、適切かつ機動的な経済運営に万全を期してまいり所存でございます。また、経済構造の変革が中長期的観点から重要であり、規制緩和の推進など現在鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、円高に対応する構造的対策についてお尋ねがありました。我が国はこれまでにも国際協調のための経済構造調整の推進を提言した前川レポートの趣旨を踏まえまして、社会資本の整備、住宅対策の推進、規制緩和等の諸施策を実施しているところでございます。

今回の円高は、大幅な内外価格差の存在、産業空洞化等の我が国経済の構造的な課題を改めて認識させるものであります。政府としても一層の

決意を持ってこうした課題に取り組んでいく所存でございます。

このため、内外から十分に評価をされる思い切った規制緩和推進五ヵ年計画を今月末に策定するとともに、昨年末に設置をいたしました産業構造転換・雇用対策本部の基本方針に従いまして、内外価格差の是正・縮小、経済フロンティアの拡大及び雇用の安定を内容とする経済構造改革の推進に、内閣一体となって取り組んでまいる所存でございます。

次に、地方財政計画についてのお尋ねであります。地方財政計画は、標準的な水準における地

方財政の歳入歳出の状況を把握することを通じて、地方団体の標準的な行政に要する財源を保障することを目的として、原則として単年度の当初ベースで積算されておることは御案内のとおりであります。

その具体的な積算につきましては、御指摘の経済成長率や国の予算、地方団体の直近の決算の状況など、現時点で見込み得る基礎資料を踏まえて行っているところでございますが、今後の経済情勢の変化に対しましては、従来も所要の地方財政補正措置を講じて適切に対処をしてきたところでございまして、今後も地方財政の運営に支障が生じないよう適切に対処してまいる考え方でございます。

次に、新進党の提出されました法案に対する評議についてお尋ねがございましたが、私はその内容を拝見させていただきましたが、政府案とかなりの部分で一致しているようございますし、目標すべき方向においても根本的な対立点はないのではないかと認識をいたしております。

政府としては、現在御審議をいただいている政

府案についてぜひとも御理解をいただき、なるべく速やかに地方分権の推進に着手できるよう最善の努力を尽くしてまいる所存でございます。

次に、地方分権の推進・実現に向けた総理の決意についてお尋ねがございましたが、地方分権の推進につきましては、地方がその実情に沿った個性あふれる行政を積極的に展開できるよう、国と地方の役割分担を本格的に見直し、権限委譲や国

の関与等の廃止、緩和、地方税財源の充実強化を進め、地方公共団体の自主性、自立性を強化していくことが必要であります。

地方分権を推進していくことは現内閣の重要な課題の一つであり、今回の地方分権推進法案を今国会においてできる限り早期に成立をさせていただ

き、それをもとに具体的に地方分権を強力に推進していくことが重要であります。したがいまして、具体的な成果を上げるべく、これからも強

い決意でこれに取り組んでまいる所存でございま

す。

次に、規制緩和の決意についてお尋ねであります。去る十日、規制緩和の中間的な取りまとめ要求について公表したところであり、各省庁とも大臣を先頭にこれまでにない真剣な取り組みをしていると私は考えております。

これを踏まえ、一昨日の閣僚懇談会におきまし

官報外

ても、今後とも内外から評価される思い切った規制緩和推進五カ年計画を策定するため、事務方を鼓舞しつつリーダーシップを發揮して全力を挙げて取り組むよう各閣僚に指示したところでございまして、実りのある五カ年計画策定に向けてさらに努力をする決意でございます。

以上で答弁を終わります。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 西山登紀子君。

(西山登紀子君登壇、拍手)

○西山登紀子君 私は、日本共産党を代表して、九五年度地方財政計画、地方交付税法改正案並びに地方税法改正案に関連して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

阪神・淡路大震災から既に二カ月がたとうとしています。私は、精神的にも肉体的にも極限状態の中で、生活の重建と復興に必死で頑張っておられる被災地の皆様方に、心からのお見舞いを申し上げます。

震災対策は、被災した関係自治体だけではなく、全国の自治体に關係した重大問題になっています。

そこでお伺いいたします。

先日、京都の清水寺で八十歳の被災者が飛びおり自殺されました。痛ましいことです。総理、せつかくあの地震で助かった人が救済のおくれから命を落とす、これはまさに人災ではありませんか。

被災地では、住宅を初め、医療、衛生、教育、雇用、中小企業の経営再建など、課題は山積しています。救援の規模とスピードを、被災者の皆さんのが生きる勇気と展望が持てるように一層引き上

げること、このことが今もって政治の最大の責務だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

度の六十七兆円の七四%増となっています。

このような地方財政の悪化をもたらしたのは、この間わずか一年六カ月で四回も行われた政府の

いわゆる景気対策です。景気対策の名のもとに、地方自治体に対して四兆九千億円の単独事業の追加要請を行い、特に国の負担のない地方単独事業がっていいます。いわゆる復興基本法の基本理念には、地域住民の意向の尊重が明記されています。

町づくりの主役は市民です。

昨日の都市計画審議会の決定に対し、住民の批判が高まっています。一方的に強行することはやめ、住民の意見を十分に聞くべきです。都市計画案を撤回し審議会は延期すべきだという広範な被災者、市民の声にどのようにこたえるのか、総理の見解を伺います。

今、全国で、あのような地震が我が町で起こったら大変なことになると、地震に強い安全な町づくりと万全の救助対策への住民の关心が高まり、取り組みが始まっています。私は、ほとんどが震度五に対応する程度にとどまっている自治体の防災計画を、震度七の直下型地震は全國どこでも起

こり得るという立場で抜本的に改善する必要があると考えます。総理、自治大臣の見解を伺います。

次に、地方自治と地方財政について質問いたします。憲法と地方自治法に基づく地方自治の原則は、住民が主人公という立場をあらゆる分野に貫くことであり、自治体のやるべき仕事の第一は、住民の安全、健康及び福祉を保持することです。

ところが、近年、地方財政の状態は極めて深刻になっていています。自治体の借金残高は急増し、九五年度には百十六兆六千億円が見込まれ、九〇年の

に立ち返ってきっぱりと見直すべきではありませんか。総理の見解を明らかにしてください。

八年前、リゾート法に反対したのは我が党だけでした。しかし、今や政府が推進したリゾート計画のうち六割が一部中止や規模の縮小に追い込まれています。自然と環境を破壊し、莫大な借金を

事業を地方自治体に肩がわりさせたことであり、地方財政を悪化させた大きな原因となつたことは明らかです。そうではありませんか。自治大臣の見解を求めます。

さらに、国が自治体と一緒になつて大企業本位の巨大開発を進めたことも、地方財政破綻のもう一つの大きな原因となつています。この間、事業費十兆円という東京都の臨海副都心開発計画をはじめ、一兆円規模と言われる大阪府のりんくうタウン、京都の学術文化研究都市構想など、全国至るところで同じような巨大開発が進められてきました。

東京の臨海開発計画は、地価の下落と企業の撤退で、当初七兆円と試算していた賃貸収入が二兆円を割り、都の財政と都民に大きな借金を残すことになりました。こうしたゼネコン型大規模プロジェクトが野放しにされたことによって、ゼネコン汚職や談合、やみ献金がはびこりました。そして、その一方で自治体は借金財政に追い込まれ、住民はそのツケを回されることになったのです。民活路線でこのような巨大な開発を推進してきた政府の責任もまた免れません。

こうした大規模プロジェクト中心のあり方を、この際、住民こそ主人公の地方自治の正しい原則

文部省のいじめ対策緊急会議がまとめた最終報告によれば、昨年十二月以降全国の公立学校で新たに一万七千八百件のいじめがあり、小学校では昨年度に比較して二千件以上ふえ、八千五百件にもなっています。まさに異常な事態です。養護教諭の重視やカウンセラーの配置も重要ですが、根本的には、詰め込み教育を改め教師が十分自配りできる教育条件の整備なくしていじめの防止はできません。

来年度に五千六百人の教職員削減する計画は撤回し、教職員の大増加と学級規模の縮小など行き届いた条件整備を進めるべきと考えますが、文部大臣の答弁を求めます。

ことしは女性参政権獲得五十周年に当たります。地方自治拡充の上で住民への情報公開、住民の多様な参加の保障がかぎとなっていますが、とりわけ地域とかわり深く生活する女性の社会参加を支援し促進するために、保育や介護の対策に力を入れた取り組みが必要ではありませんか。總理の答弁を求めます。

今、政治に求められていることは、憲法と地方自治法に基づく住民自治、地方自治を拡充することである。このことを強調して、私の質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣村山富市君登壇、拍手〕

○國務大臣(村山富市君) 西山議員の質問にお答えを申し上げます。

救援の規模とスピードを一層引き上げることが政治の最大の責務と思うがどうかとの御質問であります。私は、避難生活を強いられておられる方々の御疲労は限界に来ているのではないかと思っております。

先般三月五日、神戸市でこうした方々を訪問しました際にも至らぬ点や行き届かぬ点を率直にお伺いしたところでございますが、政府といたしましては、当面、食事、トイレ、ふろ、暖房を初め、御指摘の医療、衛生、教育などのきめ細かな手当を尽くすとともに、一日も早く避難所生活を終えていただけるよう、特に仮設住宅を三月末までに三千戸、四月末までには四万戸を完成させることをいたしております。

また、御指摘の中小企業の経営再建を初め本格的な復旧、復興に取り組んでいくために、私を本部長とした全閣僚を本部員とする阪神・淡路復興対策本部を設置したことなどをさしますし、加えて、有識者による復興委員会を設け、早速熱心な御審議をいただき、既に幾つかの具体的提言をなされているところでございます。

こうした体制によって、阪神・淡路地域における生活の再建、経済の復興、安全な地域づくりを目指し、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援を初め復興に関する施策を政府一丸となって強力に推進してまいりたいと考えているところでございます。

政府は、地域防災計画の策定に当たりましては、被害想定を前提に実施するよう指導しているところでございますが、今回の阪神・淡路大震災においては被害想定を超える地震となつたところでございますので、今後も、より地域の実情に即した実践的な被害想定を含めた地域防災計画となるよう地方公共団体を指導してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地方財政についてのお尋ねであります。地元公共団体におきましては、現在進めている都市計画決定の段階において、事業説明会の開催を通じて、関係住民の理解と協力を得ることは極めて重要であると考えています。

一方、地方財政は、景気の低迷に加え、平成七年度末見込みで百十六兆円を超える多額の借入金残高を抱えるなど極めて厳しい状況にあり、各地方団体においても、その財政運営に当たっては健

いますが、今後さらに、生活、生業の再建・安定についての相談など、きめ細かな対応を講じていただくことが予定されていると承っております。

国としても、こうした町づくりが円滑に進むよう、引き続き地元の取り組みに対し万全の支援と的確な指導を行つてまいりたいと考えているところでございます。

次に、震度七の直下型地震を想定した地域防災計画を策定するべきではないかとの御指摘でござりますが、震災対策を推進する上において、地震の規模、震源地、各地の震度等を明らかにした被害を想定することは重要なことであります。

また、御指摘の中小企業の経営再建を初め本格的な復旧、復興に取り組んでいくために、私を本部長とした全閣僚を本部員とする阪神・淡路復興対策本部を設置したことなどをさしますし、加えて、有識者による復興委員会を設け、早速熱心な御審議をいただき、既に幾つかの具体的提言をなされているところでございます。

こうした体制によって、阪神・淡路地域における生活の再建、経済の復興、安全な地域づくりを目指し、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援を初め復興に関する施策を政府一丸となって強力に推進してまいりたいと考えているところでございます。

政府は、地域防災計画の策定に当たりましては、被害想定を前提に実施するよう指導しているところでございますが、今回の阪神・淡路大震災においては被害想定を超える地震となつたところでございますので、今後も、より地域の実情に即した実践的な被害想定を含めた地域防災計画となるよう地方公共団体を指導してまいりたいと考えているところでございます。

次に、地方財政についてのお尋ねであります。地元公共団体におきましては、現在進めている都市計画決定の段階において、事業説明会の開催を通じて、関係住民の理解と協力を得ることは極めて重要であると考えています。

一方、地方財政は、景気の低迷に加え、平成七年度末見込みで百十六兆円を超える多額の借入金残高を抱えるなど極めて厳しい状況にあり、各地方団体においても、その財政運営に当たっては健

官報(号外)

地方公共団体におきましては、引き続き、住民の理解と協力のもとに、多様化する行政需要に的確に対応して行政改革の推進に取り組んでいただきたいと考えておるところでございます。

次に、国民健康保険の国庫負担についてのお尋ねであります。が、今回の国民健康保険制度の改正は、制度運営の安定化を図るために当面必要な措置を講じるものでございます。

その中では、御指摘の保険基盤安定制度にかかる国庫負担についても、国の財政状況等にかんがみ、当面定額負担としながらも、従来よりも増額し、市町村負担分の減額を図るとともに、市町村負担分の全額を地方財政措置とすることとしております。

また、国庫負担については、現在、医療給付費の五〇%という他の医療保険制度に比べ高率の国庫負担を行っているところでございまして、社会保険としての性格から見て、現行の国庫負担率を引き上げる考えはございませんことを申し上げておきたいと存じます。

次に、女性の社会参加のための保育対策等の充実についてのお尋ねでありますが、本格的な少子・高齢化社会を控え、時代のニーズに対応したきめ細かな福祉サービスの提供を実現していくことは、社会の各分野において男女の共同参画を推進していくためにも重要な課題であると認識いたしております。

このため、子育て支援策や高齢者介護対策を地域の実情に応じて推進していくことが必要であると考えており、平成七年度予算におきましても緊急保育対策等五カ年事業や新ゴールドプランの実施を盛り込む等、その充実を図ることとしておる

ところでございまして、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。(拍手)

〔國務大臣野中広務君登壇、拍手〕

○國務大臣(野中広務君) 西山議員の私に対する御質問にお答えをいたしたいと存じます。

地域防災計画についての見直しつきましては、ただいま総理から御答弁を申し上げましたよ

うに、その答弁に言ふ尽くされておるわけでござ

いますが、今回の阪神・淡路大震災におきまし

た、御承知のように被害の想定を超えた地震となつたところでござります。先ほど総理から答弁

もありましたように、消防庁におきましては地域防災計画にかかわります緊急点検の実施を各地方公共団体に要請をしたところでございます。

なお、被害の想定を行うに当たりましては、震度をどのくらいに設定するかは、例えば人口の密度あるいは社会構造等、各地方公共団体の実情等

を十分に勘案する必要がありますが、今後も地方公共団体の意見を伺いながら、大規模な地震を想定した被害想定と、それに対応する地域防災計画を策定するよう、地方公共団体を指導してまいります。

次に、地方財政につきましても先ほど総理から

に大きく、地域の特性に応じた個性豊かな魅力ある地域づくりを実施するため地方単独事業の積極化が求められるものであります。

したがいまして、経済対策を講ずるに当たりましては、このような考え方のもとに、公共事業の追加に加えまして地方単独事業の追加を図つておるところであります。

○國務大臣(小澤潔君登壇、拍手)

リゾートの整備について、経済情勢の変化等の理由により、一部には当初の計画どおり進んでいないところもあると聞いております。しかしながら、リゾートの整備は、来るべき二十一世紀に向

けましてゆとりある国民生活の実現の場を整備するためにも、またリゾート整備による地域の活性化を求める地方の期待にこたえるためにも重要なものであり、そのような地域の整備には長期的観

点に立った取り組みも必要であります。

○國務大臣(小澤潔君登壇、拍手)

このようなことから、国土庁といたしまして

は、引き続きリゾート法の一層適切な運用に努めるとともに、関係省庁と緊密な連携を図りつつ、多様なリゾートの整備が進められるよう努めてまいりたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(与謝野馨君登壇、拍手)

昨日、いじめ対策緊急会議から最終報告をいたしましたが、いじめ問題への対応のため、学校、教育委員会、家庭、国、社会、それぞれにおいて取り組むべきことが具体的に示されており、文部省としては、この報告を踏まえ、いじめ問題の解決に向けた施策の一層の充実を図つていく考えであります。

お尋ねの公立義務教育諸学校の教職員定数については、平成五年度を初年度とする第六次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画を六年計画で進

めているところであり、この計画においては、児童生徒一人一人の個に応じた教育を進めるためチームディーチングなど新しい指導方法を導入す

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

官報(号外)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員正敏君提出防衛厅・自衛隊における秘密に関する質問に対する答弁書

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

海上衝突予防法の一部を改正する法律
一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任 指名
青木 薫次君 上野 雄文君 和田 教美君
浜四津敏子君

法務委員
辞任 指名
野村 康弘 正雄君

決算委員
辞任 指名
佐藤 静雄君 西野 康雄君

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第八四号)
法務委員
辞任 指名
中尾 則幸君 国弘 正雄君

法務委員
辞任 指名
野村 五男君 西野 正敏君

平成七年三月十五日 参議院会議録第一号 議長の報告事項

大蔵委員

辞任 指名
野別 隆俊君 一井 淳治君

議院運営委員
臺屋武真榮君 下村 泰君

放送法の一部を改正する法律案(閣法第八五号)
通信委員会に付託

農林水産委員
辞任 指名
一井 淳治君 野別 隆俊君

矢野 哲朗君 加藤 紀文君

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に関する承認を求める件(閣承認第二号)

農林水産委員
辞任 指名
國弘 正雄君 中尾 則幸君

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案(閣法第八六号)
食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(閣法第八六〇号)

労働委員
辞任 指名
和田 教美君 浜四津敏子君

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

労働委員会に付託
更生保護事業法案(閣法第六二二号)

労働委員
辞任 指名
上野 雄文君 青木 薫次君

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

農林水産消費技術センターの設置に関する承認を求める件(閣承認第一号)
農林水産委員会に付託

労働委員
辞任 指名
岩崎 純二君 中曾根弘文君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
加藤 紀文君 佐藤 静雄君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
野村 五男君 山口 哲夫君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
吉川 春子君 和田 教美君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
山下 栄一君 佐藤 日下部禧代子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
佐藤 静雄君 佐藤 静雄君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
吉川 春子君 和田 教美君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
西野 康雄君 青島 幸男君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
西野 五男君 正敏君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
和田 教美君 浜四津敏子君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
佐藤 静雄君 西野 康雄君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
和田 教美君 国弘 正雄君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
佐藤 静雄君 西野 康雄君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

労働委員
辞任 指名
和田 教美君 国弘 正雄君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

ボランティア基本法案(広中和歌子君外三名発議)
更生保護事業法の施行及びこれに伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六四号)

予算委員

辞任

補欠

木宮 和彦君

笠原 潤一君

矢野 哲朗君

加藤 紀文君

林 紀子君

橋本 敦君

青島 幸男君

島袋 宗康君

決算委員

辞任

補欠

笠原 潤一君

木宮 和彦君

議院運営委員

辞任

補欠

加藤 紅文君

矢野 哲朗君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

地盤防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

地盤防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

の一部を改正する法律案(衆第四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣案第一号)

航空業務に関する日本国政府とボーランド共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第一二号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二一号)

中小漁業融資保証法等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

外務委員会に付託

(閣法第八八号)

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案(閣法第八九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

地盤防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員会付託)

漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

農林水産委員会に付託

受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する法律案(閣法第四二号)

通信委員会に付託

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

労働委員会に付託

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

環境特別委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された

刑法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された

刑法の一部を改正する法律案(閣法第九〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣案第一号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案(閣法第六〇号)

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案(閣法第六九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案(閣法第六八号)

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案(閣法第六九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案(閣法第六八号)

被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法案(閣法第六九号)

同日衆議院議長から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院議長から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(閣法第七七号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案(閣法第六八号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案(閣法第六九号)

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案(閣法第六八号)

六〇号)審査報告書

七七号)審査報告書

第一項、第五十一項、第五十三項及び別表第一の改正規定、第三条中船員保険法別表第三の改正規定並びに第四条の規定並びに次条、附則第五条第一項及び第六条の規定 平成七年八月一日	第一項、第一条中労働者災害補償保険法第九条第三項の改正規定 平成八年十月一日
第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定 平成九年三月三十一日	第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定 平成九年三月三十一日
第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日	第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日
第四条 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十五条第一項及び第十九条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日	第四条 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十五条第一項の規定を適用する。
(第一条の規定の施行に伴う経過措置)	(第一条の規定の施行に伴う経過措置)
官 第二条 平成七年八月一日以前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金及び遺族年金の額については、なお従前の例による。	官 第二条 平成七年八月一日以前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金及び遺族年金の額については、なお従前の例による。
(第二条の規定の施行に伴う経過措置)	(第二条の規定の施行に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次条において「新徴収法」という。)第十二条の二の規定は、平成八年度以後に講じられた同条の労働省令で定める措置について適用する。	第三条 第二条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次条において「新徴収法」という。)第十二条の二の規定は、平成八年度以後に講じられた同条の労働省令で定める措置について適用する。
第四条 平成九年四月一日前に保険関係が成立した事業・労働者災害補償保険法第二十八条第一	第四条 平成九年四月一日前に保険関係が成立した事業・労働者災害補償保険法第二十八条第一

項又は第三十条第一項の承認があった事業を含む。)に係る第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次条において「旧徴収法」という。)第十五条第一項の規定により納付すべき労働保険料であって、同日の前日までに同項の規定による納付の期限が到来しないものの納付の期限については、新徴収法第十五条第一項の規定を適用する。
2 平成七年七月以前の月分の船員保険法第五十条の規定により加給する額については、な
お従前の例による。
(第四条の規定の施行に伴う経過措置)
第六条 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第一項の規定によりな

2 平成七年七月以前の月分の船員保険法第五十条の規定により加給する額については、な
お従前の例による。
(第四条の規定の施行に伴う経過措置)
第六条 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第一項の規定によりな

2 平成七年七月以前の月分の船員保険法第五十条の規定により加給する額については、な
お従前の例による。
(第四条の規定の施行に伴う経過措置)
第六条 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第一項の規定によりな

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一、多様化する国民利用者のニーズに対応するため、今後とも送金サービスの推進及び充実に努めること。

特に、全ての国民利用者が、郵便局において、国及び地方公共団体の各種公金について、口座振替により利用できるように努めること。

一、ネットワーク化の進展を踏まえ、国民的財産である郵便局のネットワークの有効活用を図るために、他機関との相互接続について積極的に検討を進めること。

右決議する。

郵便振替法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月二十四日

内閣総理大臣 村山 富市

郵便振替法の一部を改正する法律案

右

第三十八条の次に次の二条を加える。

第三十八条の二(払渡方法の変更) 郵政省は、前

郵便振替法の一部を改正する法律

郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部

又は第三号に掲げる方法による払渡しの取扱いを次のように改正する。

第十八条第五項第一号の次に次の二号を加える。

二の二 第五十二条第一項の規定による払出し「第五十三条第一項」に改め、同項第四号中「第五十二条第二項」を「第三十二条第一項」を次のように改める。

郵政省は、省令で定める場合には、次に掲げる取扱いをする。

一 払込み、振替又は払出しに関する書類の送達又は通知について、特別に速やかに到達させる方法その他省令で定める特別な方法によりする取扱い

二 払込金額、振替金額その他の口座への受入

れに関する事項を証明し、その証明に係る書類を払込金又は振替金を受け入れる口座の加入者に交付し、又は送達する取扱い

三 振替金額、払出金額その他の口座からの払出しに関する事項を振替金を受け入れる口座

の加入者又は払出金の受取人に通知する取扱い

四 口座の名称その他の口座への受入れに関する事項を払込書の用紙に表示する取扱い

第三十八条の二(払渡方法の変更) 郵政省は、前

第三十九条第一項中「又は簡易生命保険の契約者」を「簡易生命保険の契約者又は電波利用料(電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第百三

いて、受取人の請求があるときは、同項第一号の二第一項に規定する電波利用料をいう。以下この項において同じ。)を納付すべき者」に、「又は

をする。ただし、その請求後に受取人の所在不能その他の事由により払出金を払い渡すことができなくなつた場合において第四十三条の規定によりその払出金を口座に戻し入れることとなるときは、この限りでない。

前項の規定による取扱いについては、受取人から省令で定める額の料金を徴収する。この場合において、当該料金の徴収は、払出証書に表示すべき金額又は受取人に送達すべき金額から控除することにより行う。

第四十二条の二の見出し中「払渡済み」を「払渡済み等」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」

に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

現金払の請求の際加入者が請求したときは、省令で定める期間を経過しても払出金をまだ払い渡していないときにその旨を当該加入者に通知する。

前項の規定による取扱いのほか、加入者が請求したときは、当該請求後に当該加入者の口座の預り金から現金払の請求により払い出された払出金のうち省令で定める期間を経過してもまだ払い渡していないものについて、省令で定める期間とともに、当該加入者に通知する。

第五十二条第一項中「又は簡易生命保険の契約者」を「簡易生命保険の契約者又は電波利用料(電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第百三

いて、受取人の請求があるときは、同項第一号の二第一項に規定する電波利用料をいう。以下この項において同じ。)を納付すべき者」に、「又は

保険契約に係る保険料(以下「保険契約に係る保険料又は電波利用料(以下この項において「

に、「(以下「郵便主管局」という。)又は」を「(次項において「郵便主管局」という。)」に改め、「簡易生命保険主管局」という。)の下に「又は電波利

用料に関する事務を所掌するもの(次項において「電波利用料主管局」という。)」を加え、同条第二

項中「又は簡易生命保険主管局」を「簡易生命保

険主管局又は電波利用料主管局」に改める。

第五十三条を削り、第五十二条第五十三条とし、第五十二条の次に次の二条を加える。

第五十二条(国税の払出し) 郵便振替の加入者たる國税(國税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第一条第一号に規定する國税)の

第五十二条(国税の納付) この項において同じ。)を納付すべき者が当該國

税をその口座の預り金をもつて納付すべき旨を申し出たときは、同法第三十四条の二第一項の依頼による納付書の送付に応じて、國稅の額に相当する金額をその口座の預り金から払い出

す。

前項の規定による払出しの料金は、國稅厅に

おいて、これを納付する。

第五十二条第一項の規定による払出しの料金は、國稅厅に

おいて、これを納付する。

第五十二条第一項の規定による払出しの料金は、國稅厅に

おいて、これを納付する。

第五十二条第一項の規定による払出しの料金は、國稅厅に

おいて、これを納付する。

第五十二条第一項の規定による払出しの料金は、國稅厅に

おいて、これを納付する。

第五十二条第一項の規定による払出しの料金は、國稅厅に

おいて、これを納付する。

第五十二条第一項の規定による払出しの料金は、國稅厅に

おいて、これを納付する。

施行する。

(施行期日)

1 この法律は、平成八年一月四日から施行す

る。ただし、第五十二条の改正規定は、電波法

の一部を改正する法律(平成七年法律第

号)附則第一項ただし書の政令で定める日から

官報 (号外)

(経過措置)

2 この法律の施行前に払込み、振替の請求又は払出しの請求をした場合における当該払込み、振替又は払出しについては、改正後の第三十一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

審査報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月十四日

通信委員長 山田 健一

参議院議長 原 文兵衛殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の対象に先物外國為替を加え、これに運用する場合には証券会社に委託する方法によらなければならないとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の

附帯決議

一部を次のように改正する。

第六十八条の三第一項に次の二号を加える。

十六 先物外國為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一一定の時期に一定の外国域への還元を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行うなど、資金運用制度の改善・充実に努めるとともに、その運用資金が預金者から預けられた大切な資金であることや国際金融情勢の変化等をより認識し、リスク管

理を十分行うように配意すること。

一、郵便貯金事業は、専ら個人のための国营・非営利の貯蓄金融機関であることを認識し、国民の老後生活の充実に寄与する金融サービスの開発など、引き続き個人預金者の利益の確保・増進に努めるとともに、事業の果たしている役割について、国民に対し十分な周知を行い、より一層の理解が得られるよう努めること。

右決議する。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年三月三日

内閣総理大臣 村山 富市

令で定める証券会社に対し、当該証券会社の名をもつて先物外國為替の取引を行うことを委託する方法によらなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月十四日

通信委員長 山田 健一

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の対象に先物外國為替を加え、これに運用する場合には証券会社に委託する方法によらなければならないとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

本法施行のため、別に費用を要しない。

政府は、本法の施行に当たり、豊かで活力ある長寿福祉社会の実現と金融自由化への適切な対応を図るため、次の各項の実施に積極的に努めることである。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年三月十四日

通信委員長 山田 健一

参議院議長 原 文兵衛殿

の核抑止力」とは特定の種類の核兵器を想定しているものではない。そもそも抑止力とは、侵略を行えば耐えがたい損害を被ることを明白に認識させることにより、侵略を思いとどまらせるという機能を果たすものであり、日米安保体制の下では、米国が有する核戦力と通常戦力の総合としての軍事力がこのような抑止力として機能していると考えている。

二の1から3までについて
唯一の被爆国である我が国としては、核兵器が一度と使用されることがあつてはならず、究極的な核廃絶に向けて努力すべきであると考えている。また、核兵器の使用は、その絶大な破壊力、殺傷力のゆえに、国際法の思想的基盤にある人道主義の精神に合致しないと考える。二の4について
国際慣習法が成立するためには、諸国家の行為の積み重ねを通じて一定の国際的慣習が成立していること(一般慣習)及びそれを法的な義務として確信する諸国家の信念(法的確信)が存在することが必要である。

防衛厅・自衛隊における秘密に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成七年一月二十八日

監 正敏

参議院議長 原 文兵衛殿

主意書

防衛厅・自衛隊における秘密に関する質問

防衛厅・自衛隊においては数多くの秘密が存在し、かつ、それら秘密の公開・開示について他省庁と比べて極めて消極的であることは從来から批判されているところである。また、これら秘密の中には、秘密保全に関する訓令(昭和三三年訓令第一〇一号)(以下「訓令」という。)に基づく「秘密」に指定されていないにもかかわらず公開・開示されないものが多數あり、防衛厅・自衛隊の秘密主義の温床となっていると言わざるを得ない。私の個人的な経験でも、事故報告に関する達(昭和三三年陸上自衛隊達第三〇一一〇号)の別紙二(四)の開示を防衛厅政府委員室を通じて要求したところ断られたが、その後の調査で、これが陸上自衛隊公報第一二七九号に既に掲載され、その掲載号は国立国会図書館法第二四条に基づき国立国会図書館に納入されていたという事実があつた。

したがつて、防衛厅・自衛隊における秘密の指定及びその公開・開示には極めて恣意が働いていたと考えざるを得ず、政府の見解を明らかにするために以下質問する。なお質問での便宜上、自衛隊法第五九条で定める「秘密」を法律秘、訓令に基づき指定された「秘密」は「訓令秘」、「秘密」に指定

されていないにもかかわらず、公開・開示されないものを「対国民秘」と以下区別する。

一 秘密の要件について

1 いわゆる「外務省公電漏洩事件」における東京地検論告求刑では、國家公務員法第一〇〇条第一項及び第一〇九条第一二号でいう「秘密」とは当該官庁で適式な秘密指定がなされたものであることを前提としている。このこと

とは逆に「秘密」としての保護するに値すると認められるには、最低限当該官庁の適式な秘密指定を必要とすると考えられる。

2 もし政府が法律秘についても適式な秘密指定が最低限の要件であると考えられるが、政府の見解はどうか。

3 過去の政府答弁では、訓令秘に指定された

いものの中にも法律秘に該当するものがある

との見解をとっているが、隊員は訓令秘に指定されていないにもかかわらずそれが法律秘であることをどのような手段で認知することができるのか。

4 防衛厅においては、法律秘に該当するもの全て訓令秘に指定し、厳重に保全すべきものと考えるが、それがなされない理由を明らかにされたい。

5 防衛厅において、訓令秘に指定されていなければ、訓練には、訓令では存在しないはずの自衛隊には、訓令では存在しないはずの「注意」及び「部内限り」なる取扱区分が存在するが、これは何を根拠に指定されるのか、またこれらに指定された文書にはいかなる保全し、それが法律秘に該当すると判断する的是誰であるのか、明らかにされたい。

6 自衛隊には、訓令では存在しないはずの「注意」及び「部内限り」なる取扱区分が存在するが、これは何を根拠に指定されるのか、またこれらに指定された文書にはいかなる保全義務が生じるのか明らかにされたい。

三 国会議員への秘密の非開示について
国会議員は、国民の代表として行政機構の活動が適性であるか監視することを国民より負託されている。したがつて、防衛厅・自衛隊に関する情報についても広く知る必要があると考え

るが、防衛秘を前にして防衛厅・自衛隊の活動内容はブラック・ボックスと化している。

般に公開できない秘密でも、国会審議に資する

ため、国会議員に対し防衛庁は積極的に開示を図るべきと考えるが、現状では防衛庁は開示をかたくなに拒否している。

よって国会議員への秘密の非開示の理由について、以下明らかにされたい。

1 訓令第五条に定める「機密」及び「極秘」は、同条によれば「その漏えいが国の安全又は利益に」損害を与えるおそれがあるものとしているが、これらは国会議員に対して開示することでも「国の安全又は利益に」損害を与えるおそれがあると政府は考へているのか。

2 訓令第五条に定める「秘」を国会議員に対し開示するにより、いかなる損害が生じると政府は考へているのか。

3 対国民秘を国会議員に対し開示することにより、いかなる損害が生じると政府は考へているのか。

4 対国民秘を国会議員に対し開示するか否かを判断するのは誰か、明らかにされたい。

5 部隊の精強性、部隊の運用等自衛隊の能力及び行動要領にかかるることを理由として、自衛隊の情報について国会議員への開示が拒否されることが多い。一方、自衛隊の教育機関には、我が国と軍事同盟条約を結んでいない諸国からの軍人を留学生として受け入れ自衛隊の能力及び行動要領にかかる事項を教育している。自衛隊において、諸外国の軍人には教えられる事項が、なぜ自国の國

会議員には教えられないのか、その理由を明らかにされたい。

四 秘密の公開・開示基準について

1 大韓航空機墜落事件

大韓航空機墜落事件（一九八三年九月一日）に関し、後藤田官房長官（当時）は九月六日の緊急記者会見において、ソ連機が大韓航空機を撃墜した際の交信記録を公表した。この交信記録は本来は訓令秘にされていたものと考えられる。

よって、以下の点につきそれぞれ明らかにされたい。

① この交信記録は、訓令第五条に定めるどの秘密区分に指定されていたのか。

② その秘密区分に指定した者は誰か。

③ 秘密に指定されたのはいつか、またそれが解除されたのはいつか。

④ 秘密が解除された理由は何か。

⑤ 矢崎防衛局長（当時）の九月六日の記者会見によれば、当時自衛隊が収集した交信記録は約五〇分間で、公開された交信記録は、当時自衛隊が収集したもの的一部であるとしている。しかしながら、秘密保護に関する訓令を見る限り指定された秘密事項の部分解除に関する規定がない。全体の交信記録が訓令秘に指定されていたないかなる取決めに従って公開された交

2 領空侵犯の公表

我が国に対する領空侵犯はその事実全てが公表されてきたものと見られていたが、新聞報道によつて「これまでにも領空侵犯で公表していないケースはある」（野津研一・運用課長）と、公表された数字と事実との間に差がある（『読売新聞』一九九四年四月二一日）ことが明らかにされた。

よって、以下の点につきそれぞれ明らかにされたい。

① 我が国に対する領空侵犯の事実は、法律秘、訓令秘、対国民秘のいずれかに該当するものなのか。

① この事実を公表するか否かを判断する決定権者は誰か。

② この事実を公表するか否かを判断する決定権者は誰か。

③ この事実を公表するか否かを判断する明文上の基準は存在するのか。

3 多用途支援機の機種選定評価作業

防衛庁は一九九五年度に導入する計画の多用途支援機の選定作業の一環として、庁外の有識者の意見を聞くため三名に委嘱し、会合を開いている。その会合において防衛庁はこれら有識者に対し、訓令秘に指定された文書をいくつか提示している。

よって、以下の点につきそれぞれ明らかにされたい。

① 訓令第二項第一項は、防衛庁以外の者に秘密に指定された文書を伝える場合には

「その秘密区分を指定した者又はその職務上の上級者の許可を受けなければならぬ」と定めているが、この会合における三名の有識者への伝達を許可した者は誰か。

② 訓令第二項は、伝達の相手方が政府機関以外の者である時には訓令第六条及び第二七条の規定を準用すること、即ち（一）相手について厳密な調査を行い、秘密の保全上支障がないことを確認する、（二）秘密の漏えい等の危険を防止するため、契約条項に秘密の保全に関する規定を設ける等必要な措置を講じる、の二点を定めているが、この会合の三名の有識者に対してでもこれら条項が適用されたのか。

4 事故報告に関する達の別紙二・四

私は防衛庁政府委員室を通じて、事故報告に関する達の別紙二・四の全文につき開示を請求したところ、主管課である人事一課から

正式に提出拒否の回答を受けた。しかしながらこれは、陸上自衛隊公報第一二七九号に全文掲載されているものであり、かつ、同公報は既に国立国会図書館法第二四条に基づいて国立国会図書館に納入されていた。

よって、以下の点につきそれぞれ明らかにされたい。

① 既に公開された文書の開示を拒否する決定を下すということは、防衛庁において、国会議員に対する情報の開示に関する明確

- な基準が存在しない証左と考えるが、明文上の基準が存在するのか否か。
- ② なぜ防衛庁は、既に公開された文書の開示を拒否する判断をしたのか。
- ③ 現在防衛庁においては事故報告に関する達別紙二～四については、公開・開示の扱いをどうしているのか。
- ④ 今後こうした過ちを繰り返さないために、具体的な善後策が防衛庁において取られたのか。
- 右質問する。

平成七年三月十日

内閣総理大臣 村山 富市
内閣総理大臣 原 文兵衛殿
参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員 駅正敏君提出防衛庁・自衛隊における秘密に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

- 当の利益を有するもの、すなわち、非公知性と秘匿の必要性の二つの要素を具備している事実をいう。
- したがって、当該事実を職務上知ることのできる自衛隊員は、同項に基づき守秘義務を負う。
- 二の2について
- 訓令の規定により秘密に指定されていない文書等で非公開としているものが、自衛隊法第五十九条第一項に規定する「秘密」に該当しない場合は、あり得る。
- 一の6について
- 防衛庁では、通達に基づき、取扱い上の注意を要する文書には、適当な場所にその旨を表示し、適正な管理等に努めることとしている。
- 三の1から4までについて
- 防衛庁は、国会による文民統制の機能が十分發揮できるよう、従来から、国会における審議等に際しては、国家の安全と利益に支障が生じない限り、防衛庁長官の責任の下に、國の防衛に関する事項について誠意をもって説明し、必要な各種資料等もできる限り提出しているところである。

- 参議院議員 駅正敏君提出防衛庁・自衛隊における秘密に関する質問に対する答弁書
- 一並びに二の1及び3から5までについて
- 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)第五十九条第一項に規定する「秘密」は、秘密保全に関する訓令(昭和三十三年防衛庁訓令第二百二号。以下「訓令」という。)の規定による秘密の指定の有無にかかわらず、一般に知られていない事実であつて、他に知られないことについて相
- 四の2について
- 防衛庁では、通達に基づき、取扱い上の注意を要する文書には、適当な場所にその旨を表示し、適正な管理等に努めることとしている。
- 三の1から4までについて
- 防衛庁は、国会による文民統制の機能が十分發揮できるよう、従来から、国会における審議等に際しては、国家の安全と利益に支障が生じない限り、防衛庁長官の責任の下に、國の防衛に関する事項について誠意をもって説明し、必要な各種資料等もできる限り提出しているところである。
- しかしながら、國の防衛に関する事項に係る提出資料や説明の内容については、事柄の性質上おのずから限度があり、資料の提出や説明を控えざるを得ない場合があつてもやむを得ないと考えている。

- 三の5について
- 多用途支援機の機種選定に係る有職者会合の委員に委嘱した三名の有職者に対しては、訓令第三十八条の規定に基づき、航空幕僚長の許可を得て、一定の期間、複数の秘密の文書を貸し出される。
- 四の3について
- 自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する再質問主意書
- 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。
- 平成七年三月三日
- 参議院議長 原 文兵衛殿
駅 正敏

平成七年三月十五日 参議院会議録第十一号 質問主意書及び答弁書

自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する再質問主意書

私が第百三十一回国会で提出した「自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する質問」に対する政府答弁(一九九四年一月十八日)は、政府が憲法上認められると解する、自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模についてなんら明らかにしていない。

よって再度質問する。

一 高辻内閣法制局長官は、一九七一年五月一五日の衆議院内閣委員会において「四次防については『通常兵器による局地戦事態における侵略に対処しうる専守防衛の態勢を確立する』といふこと」ございます。実力の内容がはたしてそれによく見合いか見合わないか、御議論があつてふしきはないと思想しますが、もしその限りのものであればいままで申し上げた憲法が否認する戦力ではない、理論的にはそうなるのではないかと解するわけです。」と答弁している。これは「通常兵器による局地戦事態における侵略に対処し得る自衛力の範囲内にあるものである。

一及び二について
我が国が憲法上保持し得る自衛のための必要最小限度の実力の具体的な限度は、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面を有するが、いずれにせよ、これまで我が国が防衛力整備の目標としてきた防衛力の水準は、いずれも憲法上保持

する再質問主意書
参議院議員齋正敏君提出自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齋正敏君提出自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する再質問に対する答弁書

平成七年三月十四日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議員齋正敏君提出自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する再質問に対する答弁書

陸上自衛隊における定数と現員との差に関する再質問主意書
私が先に提出した「陸上自衛隊における定数と現員との差に関する質問」に対する政府答弁(一九九五年一月二一日)は、質問に対しても何

1 政府のこの見解は、大綱策定当初から有していたものだったのか。
2 政府のこの見解が大綱策定当初から有していたものではなかつたのであるなら、こうした見解を有するに至った理由。
3 この度の阪神・淡路大震災はその被害規模を鑑みれば有事に匹敵するものと言える。ところが本来この地域の災害派遣にあたるべき

現員との差に関する質問に対する政府答弁(一九九五年一月二一日)は、質問に対して何

1 「防衛計画の大綱」(以下「大綱」という。)でいう「限定的かつ小規模な侵略」とは、「一般的には、事前に侵略の「意図」が察知されないよう、侵略のために大掛かりな準備を行うことなしに奇襲的に行われ、かつ、短期間のうちに既成事実を作りてしまつことなどを狙いとしたもの」(一九七七年版『防衛白書』五五頁)であるという政府の見解は現在も変わっていないのか。

2 もし前記見解が変更されているなら、現在政府が持つ「限定的かつ小規模な侵略」についての見解を明らかにされたい。

1 政府は、陸上自衛隊における定数と現員の差を有事において充足するため、具体的にどのような手段を講じるつもりであるのか明らかにされたい。

2 政府がいう「緊急に充足し得る職域等」とは具体的に何を指しているのか明らかにされたい。

1 陸上自衛隊における定数と現員の差について政府は陸上自衛隊における定数と現員の差について、「有事においては充足するとの考え方の下、緊急に充足し得る職域等について部隊運営等に重大な支障を来さない範囲である程度充足を下げおくこともやむを得ない」と先の答弁で述べているが、そこで以下の点を明らかにされたい。

右質問する。

平成七年三月三日

齋 正敏

参議院議長 原 文兵衛殿

平成七年三月十四日

内閣総理大臣 村山 富市

参議院議員齋正敏君提出陸上自衛隊における定

陸上自衛隊における定数と現員との差に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

一 「通常兵器による局地戦事態における侵略に対処しうる」規模を超えた防衛力は憲法の認めることあるのか否か、政府の見解を明らかにされたい。

二 脅威の規模についてなんら明らかにしていない。

右質問する。

官 報 (号外)

数と現員との差に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員

斎正敏君提出陸上自衛隊における

定数と現員との差に関する再質問に対する

答弁書

一について

昭和五十二年版「日本の防衛」に記述された御指摘の見解に変更はない。

二の1及び2について

政府としては、「防衛計画の大綱」(昭和五十年十月二十九日閣議決定)策定当初を含め、従来から、御指摘の答弁に示された見解をとつてきただところである。

二の3について

阪神・淡路大震災に当たり、陸上自衛隊としては、部隊の充足を向上させる措置はとつていない。

三の1について

陸上自衛隊の部隊等における陸上自衛官の定数と現員との差を有事において充足するために、自衛官を緊急に募集する等の手段を考えている。

三の2について

御指摘の「緊急に充足し得る職域等」とは、一般的には、必要となる技能、知識等の観点から有事に緊急に充足し得る職域等を意味し、例えば普通科といったものが挙げられる。

官 報 (号 外)

平成七年三月十五日 参議院会議録第十一号

第明治三種郵便物税一可日

発行所	千二〇五
大藏省印刷局	虎ノ門二丁目三番四号 東京都港区
電話	03 (3587) 4294
定価	本号二部
配税	三円
送料	零点一〇三円
別冊	零点七円